# 道路法令関係Q&A

# 般国道の指定区間を指定する政令の 部を改正する政令について

### 道路局路政課

ダイスケ なんだい、藪から棒に! やすおくん やすお も張り切って作業していたじゃないか。 る政令」の内容について解説してくれませんか? 国道の指定区間を指定する政令の一部を改正す ダイスケさん、今回は五月にあった「一般

やすお でも、一つ問題が…

ことになるはずなんですけど、ホームページに ″国道一六号は指定区間が追加された《という 道一六号の指定除外区間を記述した後で「削る」 千葉県のやつって実際は足したり引いたりして る方はちょっとややこしいんですよね。ほら、 って書いてありますから、普通に考えれば、 いるじゃないですか。でも、政令を読むと、国

やすお 追加する方はわかるんですけど、除外す **ダイスケ** なんだい?

ダイスケなるほどね。確かにちょっと悩ましい にしか読めなくて… 考えれば考えるほど頭の 載っている記者発表資料を読むと〝国道一六号 の指定区間から四・九㎞を除外する、という風 やすお 教えていただいたとおり、「直轄管理区 やすおただいまあ。 何かわかったかい? \*\*\*\*\*

中が混乱してきちゃったんですよ。

確認しておかなきゃいけないな。 かもね… わかった、解説しようし でも、質問に答える前に一つ、やすおくんに

やすお なんですか?

やすお 一般国道の指定区間を定める政令(昭和 ダイスケ 指定区間がどうやって決まっているの ものだと思ってましたが… 三十三年政令第百六十四号)で定められている か、やすおくんはちゃんと知っているのかい?

ダイスケ 法的にはそうだね。でもその実質的な 基準についてはどうかな?

ダイスケ これについては道路審議会の答申があ やすお すみません… よくわかりません。 るんだよ。ちょっと調べてみてごらん。

やすお 図書館へ行ってきます。

ダイスケ どうだった? 実質的な基準について

間の指定基準に関する答申」(平成一一年七月 道路審議会答申)がありました

**ダイスケ** 厳密に言えば、「第2次地方分権推進 けた、だろ? 計画」(平成一一年三月二六日閣議決定)を受

やすおええ。その答申の中で、指定区間は、高 れています。 港湾と高規格幹線道路又は①の区間を連絡する 路を形成している区間を含む)②重要な空港 規格幹線道路に加えて、「国土の骨格を成すと 区間、のいずれかに該当する区間」とするとさ な区間(大都市圏における広域にわたる環状道 となる都市を効率的かつ効果的に連絡する枢要 として①都道府県庁所在地等の広域交通の拠点 を含む)の移動を安定的に確保するため、原則 ともに、国土を縦貫・横断・循環する人やモノ (道路空間を移動する電気・ガス・水・情報等

ダイスケ 正解! それじゃ、やすおくん、この してみてくれるかい? 答申にしたがって今回の政令改正について解説

やすお ええっと… 今回の指定区間のうち、一 ものと説明されていますからこれもよしっと… ては、答申の基準で言うところの①に該当する から特に問題はないですよね。三五七号につい ては、それぞれ高規格幹線道路に該当してます 〇一号 (津軽自動車道) (首都圈中央連絡自動車道) の区間追加と四六八号 の区間追加につい

ていうところは… 一六号の《今まで除外していた区間を削る』っ

## **ダイスケ** ダブルウェイだろ?

やすお はい。一六号は、千葉バイパスが平成一 三年三月に全区間供用されているため、旧道区 間とのダブルウェイの状況になっていたんでし たよね… 答申の中でも「現在の直轄管理区間 のうち、バイパス整備後の現道等については、 直轄事業が施行中であるなど特別な事情がある 場合を除き、調整の上、地方公共団体に引き継 ぐべきである」とありますから、旧道区間が除 外されたんじゃないでしょうか?

はどうなっちゃったのかな?うことだよね。じゃあ、除外された、旧道区間、ダイスケー細かいところは別にしてざっとそうい

やすお ええっと… 今回の政令改正で千葉バイやすお ええっと… 今回の政令改正で千葉バイやすお ええっと… 今回の政令改正で千葉バインをお ええっと… 今回の政令改正で千葉バインする ことになってますね。

それぞれについて解説をしてみてくれる?**ダイスケ** それじゃ、さっきの答申を踏まえて、

六号(指定区間外)を延伸して吸収した区間にに移行されることになるわけですから、①一二 のであり、一点を担じている。のでは、一点に移行されることになるわけですから、①一二

間の延伸をする必要があったんだろう? 一四号と重複していた区間については指定区 一四号 (指定区間外)として立派に成立します。 それぞれ道路法第十三条にいうところの「その他の部分」に該当しますので「都道府県管理」となりますから。それと、③三五七号についてはない。 あれぇ、指定区間の延伸になっていますよね? いやだなぁ、さっきの説明と違ってきまね? いやだなぁ、さっきの説明と違ってきまっていますがあったんだろう?

**ダイスケ** それを考えるにはもう一つ重要な通達があってね、「道路の改築等に伴う旧道区間の管理について」(昭和四十九年四月一日付道政管理について」(昭和四十九年四月一日付道政認められる旧道区間」、つまり今回の区間はこれに該当するわけだけど、これについては「旧道区間が廃止される前に必要に応じ他の道路として路線の認定、区域の決定」をすることとされているんだよ。

ないわけだけど、そんなことしたら一四号が二ら、当然、国道としてのお相手は一四号しかいいだろ? でも、今回の政令改正は一六号しかないだろ? でも、今回の政令改正は一六号しかないだろ? でも、今回の政令改正は一六号しかないだろ? でも、今回の政令改正は一六号しかないだろい。

線道路網(東京湾岸道路)を実質的に形成して という理由をもって三五七号の区間を延長して 地域の一般国道一六号と接続する必要がある\_ 路としての機能をより発揮するためには、湾岸 格好のお相手が見つかったので、「東京湾岸道 起点を有していた三五七号(指定区間)という ね、もう少し周りを見回してみたら、隣接地に とされることが望ましい」という判断があって 区間であることにかんがみ、引き続き指定区間 れていくことが望ましく、又、前後区間が指定 いたことから、国道として引き続き維持管理さ 浜港)と京葉工業地域(千葉港)を結ぶ重要な幹 区間については、「京浜工業地帯(東京港~構 管を諦めて地方道に移管する? でもね、 えてもやっぱりおかしいからね。じゃ、 股になっちゃうじゃないか。そんなの、 国道移 どう考

吸収することにしたというわけなんだ。

<sup>★</sup>今回の政令改正につきましては、国土交通省道路局のホームページ(http://www.mlit.go.jp/road/index.html)に記者発表資料が掲載されています(五月二二日の項)。 また、千葉国道事務所のホームページ(http://www.ktr. mlit.go.jp/ また、千葉国道事務所のホームページ(http://www.ktr. mlit.go.jp/